

Title	唐代少府監鄭巖とそのソグド人祖先
Author(s)	趙, 振華; 中田, 裕子
Citation	内陸アジア言語の研究. 26 P.177-P.191
Issue Date	2011-08
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/50612
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

唐代少府監鄭巖とそのソグド人祖先

趙 振 華
中 田 裕 子 (訳)

近年、洛陽市伊川県の彭婆郷許宮村で唐代の官吏である鄭巖の墓誌が発見された。一辺の長さが七十八センチある青石質の方形墓誌である〔Plate IV〕。楷書で二十七行、一行あたり最大二十九文字が刻まれており、誌石の右下の角が破損しているため十字あまりが欠けている。『新唐書』や『旧唐書』の記載によれば、この鄭巖とは、張説が宰相を罷免されて相州刺史となった際、人相家である劉行に〔彼の人相を〕見てもらい、張説自らが選んで娘婿とした人物である。

鄭巖は当時、臨河県の尉で張説の部下であったが、まれにみる良縁を成し遂げたため正史に収録された。墓誌を撰したのは刑部尚書の張均で、彼は鄭巖の妻の兄であるが、この墓誌は鄭巖の祖先がソグド人であるという隠された事実を明らかにしている。

1. 墓誌の録文

1 唐故少府監鄭君墓誌銘并序

2 憲部尚書張均撰

3 維天寶十一載歲在壬辰正月己卯朔十七日乙未、銀青光祿大夫・□□□・

4 上柱國・咸林縣開國伯鄭君卒于咸寧之親仁里、春秋六十有五、嗚□□□

5 朝之貞幹、士之表式、策名休運、明德令終、蓋歿而不朽者矣。夏五月□□□

6 十五日辛未、歸窆於河南伊瀆鄉萬安南原、篆石紀墓、以永風烈、孝□□□

7 也。君諱巖、字良石、河南滎陽人、周之胄係、昔宣王封友于鄭、氏之以國、自□

8 武善亮職、興衆闡微言、英猷奔緒、世為冠族。君六代曰盤陘、當後魏練次名

9 宗，尤推北祖之盛。烈考齊州歷城丞，出為循良，入為孝悌；蘊沖德以潛施，克
10 追榮以顯復。君即歷城府君次子，故工部薛紘之甥。辛卯歲，制曰：“少府監
11 鄭巖故父琰，故母薛氏，載留翼子之規，更啓楊親之美。琰可贈使持節，濟南
12 郡太守，薛氏可贈河東郡夫人。“餘慶永錫，孝慈着矣。君少孤，卓有立志，俊識
13 發於髫歲，逸氣蓋於時倫。年十四，明經擢弟，弱冠署臨河尉。識者誥之，驥足
14 鳳毛，必將一舉千里。凡更職十五，一幹京劇，三徙華光；掌簿鴻臚而踐少卿，
15 參掾神州而登亞尹。兩出外郡，佐于汝而牧于絳；再入少府，始其副而終其
16 正。散秩傍統者不紀焉。君權敏可以操撻變詐，明決可以壓刷繁疑。雜京兆
17 之庭訟百端，必提耳而先化；省少府之國費億數，每推心而後刑。其餘至而
18 理，去而思，萬年與絳，立頌載德。扈從華清宮，遭疾還京，奄然不起。朝廷道路，
19 莫不悲嗟。議者曰：“剋志追榮君之孝，精力從事君之忠。”符節外臨，則吏人清
20 德；珪璋內範，則子弟令名。宜其宰四叙於天機，濟王壽於靈祚，近而不宄，非
21 命謂何。君夫人，余之女弟，德配君子，行標母儀。嗣子潤，次汲，次泌，並以貞秀
22 履清貫。女子子四，哲謀肅艾，咸歸令門。余與夫子少相親，老相失。故園金谷，
23 長孤世嗣之遊；白馬素車，莫展巨卿之送。式昭景行，以寄泉壤。銘曰：
24 鄭本周出，周遷鄭依；史伯謀盛，延州識微。英風世口，纂德有輝；武慙北使，融
25 謝東歸。少府奔奔，衮衣朱舄；飾吏以文，休聲以迹。山藪仁義，埃塵寶璧；道遺
26 籟金，化流刻石。匪日天促，祐德為淺；豈不尊榮，在用未展。命實天喪，才淪世
27 須；適自何起，今歸本無。獨哀哀之純孝，慍福履於洪爐。

2. 鄭巖の祖先と子孫

墓誌には、鄭巖の父は齊州歷城の丞であった琰で、母は薛氏、彼自身は「歷城府君の次子」と記されている。また、鄭巖には三人の息子「嫡男潤，次男汲，三男泌」があったともいうが、これらの人物は多くの史料に登場しており、『新唐書』卷七五・宰相世系表には、鄭巖以前の三代にわたって「德淹，行諶，薩宝果毅，琰，歷城主簿」と記録される。この鄭琰には六人の子があり、次男は「巖，京兆少尹」である。世系表は、鄭巖の息子について「潤，太府寺主簿，

泌，長安尉」とするが⁽¹⁾，本墓誌に第二子として見える汲は記載されていない。このほか，この十数年に洛陽などの地から出土したいくつかの墓誌に鄭巖の直系または傍系の親族についての記載があり、『新唐書』の簡略化された記述を補うことができる。

1999年，鄭巖の第三子の墓誌「唐長安県尉鄭泌墓誌」が洛陽市伊川縣許營村の北方に位置する万安山南方の平原より出土した。墓誌の記述は，その祖先について「曾祖行諶，洋州刺史。祖琰，贈齊鄭二州刺史。父巖，銀青光祿大夫，少府監君少府監府君之季子也」と記している⁽²⁾。鄭泌は宝応二年（763）に西京で逝去し（四十九歳），万年県に仮に葬られ，貞元元年（785）二月五日には河南県万安山の先祖代々の墓地に帰葬されている。その妻は張説の孫娘で，駙馬都尉張垺（張均の弟）の娘である。鄭巖墓誌の撰者である張均は「君婦人，余之女弟」と述べているから，すなわち鄭巖の妻は張説の娘であった。鄭泌と張氏の婚姻はいとこ同士で行われていたことになるが，これは当時の風習である。

また2004年冬，洛陽市伊川縣の万安山南方の平原で出土した「唐金吾衛録事參軍鄭鉞墓誌」はその先祖について，「曾祖琰，皇朝齊州歷城県令，贈齊・鄭二州刺史。祖巖，皇朝銀青光祿大夫・少府監。父潤，皇朝太府寺主簿」と記載する⁽³⁾。鄭鉞は貞元十三年（797）十月二十一日に逝去し，翌年二月十九日に洛陽万安山の南方の平原に葬られた。その時，五十二歳であった。すでに洛陽で出土した「唐京兆府三原県尉鄭准墓誌」では，その祖先について，「曾祖琰，贈齊・鄭二州刺史。嘗為歷城長，理有毗惠；祖巖，贈太常卿，官至少府監，德為時重；考閏，位終太府寺主簿，位屈公望」と述べている⁽⁴⁾。鄭閏は「鄭巖墓誌」

(1) 『新唐書』卷七五上・宰相世系表五上，中華書局，1975年，3306頁。

(2) 中国文物研究所・千唐誌齋博物館（編）『新中国出土墓誌』河南（参）・千唐誌齋（参）上冊，文物出版社，2008年，218頁。

(3) 趙平君・趙文成（編）『河洛墓刻拾零』北京図書館出版社，2007年，481頁。

(4) 洛陽古代芸術館（編）『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷・第十二冊，天津古籍出版社，1991年，160頁。

に見える彼の嫡男潤である。鄭准は貞元十七年（801）五月五日に万安の旧封で合葬され、享年五十である。『新唐書』表によると、鄭潤には六子あり、長男は「鉞，太康丞」，次男は「淮，本名鑑，昭応尉」であるという。これらの墓誌によって万安山の南方の平原には鄭氏の墓地があることがわかる。

すでに陝西省黄陵県から出土している「唐寿州別賀鄭瀚亡女墓誌〔貞元七年（791）〕」は、その叔父である守坊州刺史鄭渾によって撰述されたものである。そこには「曾祖琰，皇齊州歴城県令，贈銀青光祿大夫，齊・鄭二州刺史。祖嶠，皇銀青光祿大夫・秘書監，贈太子賓客・左散騎常侍」と記されている⁽⁵⁾。『新唐書』の表によると、鄭嶠には三人の子供がおり、「澣，洪州功曹參軍。滂，監察御史。渾，坊州刺史」⁽⁶⁾と記されている。澣は鄭瀚のことであり、瀚・渾と潤・汲・泌は、ともに琰を祖父に、行謹を曾祖父にもつ従兄弟であった。

3. 鄭巖の生涯

鄭巖は天寶十一載（752）に死去した。その時、数え年で六十五歳であり、則天武后在位中の垂拱四年（688）に生まれたことになる。墓誌には「年十四，明経擢弟，弱冠署臨河尉」とあり、十四歳〔長安元年（701）〕に明経科に合格して後、まるまる六年を待つて、二十歳〔中宗神龍三年（707）〕の時に、やっと相州臨河県尉となり国家の俸給をもらうようになった。これは、仕官する人数が多く官位が不足していたためである。貞観以降、官僚や軍隊が日を追って増えたため、高宗・則天武后在位時には、官職は与えられても実際のポストがないという状況が出現した。唐代の守選制度（官吏になる資格をえて任命を待つ）の規定は貞観年間に始まり、任期が満了した六品以下の官吏と科挙に受かった進士、明経などの挙子もみな吏部における守選【訳者注：任期終了後もしくは科挙や明経に及第した後、吏部で実際の任用を待つこと】を必要としていた。官吏の任期が満了となった後もまた守選を必要とし、何年間

(5) 呉鋼（主編）『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷・第四冊，天津古籍出版社，1991年，53頁。

(6) 『新唐書』卷七五上・宰相世系表五上，3307-3308頁。

か待った後に漸く官職を再び得ることができたのである。科挙に受かったばかりの士人は、辛抱強く守選によって官職に任命されるのを待つて吏部の選考に参加していたのであり、守選に至る時期は進士では一般的に三年、明経に合格したものでは七年であった。⁽⁷⁾

明経の試験は主に暗唱を中心とし、「三十老明経【訳者注：三十代の明経及第者は老人＝明経に合格するのが三十歳では遅すぎるとのこと】」という言葉はあるものの、〔三十歳をすぎても明経を受験する者がいるなかで〕十四歳で合格した鄭巖はやはり神童といえよう。鄭巖は、仕官し後に大臣となった文学者張説の娘婿であるが、『旧唐書』にその故事の内容が記載されている。それは次の通りである。「李愷，太原水文人。…以明経挙，開元初為咸陽尉。時張説自紫微令，燕国公出為相州刺史・河北按察使，有洺州劉行善相人，説問『寮案後誰貴達？』行乃称愷及臨河尉鄭巖。説乃以女妻巖，妹婿陰行真女妻于愷。」「愷豊于産業，伊川膏腴，水陸上田，脩竹茂樹，自城及闕口，別業相望，与吏部侍郎李彭年皆有地瘠。鄭巖，天宝中仕至絳郡太守。入為少府監，田産垂于愷」。⁽⁸⁾

ここに見える人相家には優れた才能があり、人の将来をみるのに先見の明があったようである。『旧唐書』玄宗紀には「〔開元元年（713）十二月癸丑〕紫微令張説為相州刺史」⁽⁹⁾と記されているが、その時に鄭巖は二十六歳になっている。官吏の任期は三年ごとなので、当時はまだ臨河尉に赴任していた可能性は少ないであろう。

彼には三男四女があり、先に引用した鄭巖の第三子「鄭泌墓誌」の記載から推測すれば、鄭泌は開元三年（715）に生まれ、当時の父は二十八歳である。ここから考えると、鄭巖と張氏の結婚はおそらく開元〔年間〕よりも早いはずであろう。さらに、この三人の男子を産み育てるのに必要な時間と、鄭泌以前に女兒が生まれていたかどうかについても考える必要がある。おそらく、彼は臨河尉となって、まもなく張説のお氣にいらぬ婿となったのであろう。

(7) 王勳成『唐代銓選与文学』中華書局，2001年，1155頁（緒論）。

(8) 『旧唐書』卷一八七下・忠義伝下・李愷伝，中華書局，1975年，4887，4889頁。

(9) 『旧唐書』卷八・玄宗紀上，172頁。

さて、本墓誌によれば、鄭巖の一生は「凡更職十五」という。官職の列挙の叙述が比較的単調であるが、張均は非常に美しく音の響きがいい駢儷文を重んじ、文章の字音の平仄や字義の虚実を考えて対句を作っているため、任職の順序・官職の地位の高低を考えて配列しなかった。その結果、鄭巖の経歴が順序立てて記載されないことになってしまった。墓誌の中に見える「一幹京劇、三徙華光」という一文について述べると、前半の語句は万年県令⁽¹⁰⁾(京劇=京は京兆府を意味し、劇は劇県【訳者注：任務の重い県】を意味する)となったことを指し、後半の語句は尚書省の郎官に三度なったことを記している。孫逖撰「授鄭巖万年県令制」には「門下，中大夫・行尚書刑部郎中・上柱国鄭巖，形神俊秀，理識通明，標幹術于公方，飾文詞于吏道。累登華省，嘗典劇曹，宜遷取則之邑更，展撥煩之用。可行京兆府万年県令」と記されており⁽¹¹⁾、むしろこの勅書の方が彼の歴官と職事官・勲官を部分的に明らかにしている。墓誌の「掌簿鴻臚而踐少卿，參掾神州而登亞尹」という記述にしても、前半は鴻臚主簿、鴻臚少卿などの官位を指し、後半は臨河尉，京兆少尹などの職務を指していたと考えられる。「兩出外郡，佐于汝而牧于絳」という一文は、汝州の長史の官にあったこと，絳州の刺史であったことをいう。「再入少府，始其副而終其正」という記載は、二度少府監に入って、主要な官員となったことを記す。少府少監は少府監となったことを示している。なお絳郡太守鄭巖を鄭巖とする見解があるが、これは間違いである⁽¹²⁾。

墓誌は「辛卯歲（天寶十載・751）」に鄭巖が昇進し少府監（従三品）となったと記載するが、朝廷は制度に基づいて詔勅を公布し、その父母に官秩を授け、忠義と孝行を明らかにし先人の榮譽を高めた。唐代において、毎年公布する詔勅の量はきわめて多く、朝廷は西蕃・東夷の族人にも詔制を公布した。〔彼らの〕墓誌で誌文が比較的長いものに関してみると、しばしばその文中に〔詔制が〕

(10) 訳者注：万年県とは、唐代において皇城の外を東西に分けた東の部分の指す。

(11) 『全唐文』第二冊・卷三〇九、孫逖「授鄭巖万年県令制」上海古籍出版社、1990年、1398頁〔中欄〕。

(12) 郁賢皓『唐刺史考全編』第二冊、安徽大学出版社、2000年、1155頁。

収録されている。しかし、漢人官吏の墓誌では、むしろ〔詔制の〕収録は少なく、両者の墓誌を比較しても、その差異はあきらかである⁽¹³⁾。おそらく鄭巖は制書を手に入れてまもなく亡くなったので、墓誌の文中に重要な一部分を採録し亡人〔鄭巖〕の魂を慰めたのであろう。

玄宗は天宝十載（751）に「冬十月辛亥、華清宮に幸」した⁽¹⁴⁾。鄭巖はそこに随行し、天子の衣服や車馬の世話をしていたが、病気になるって京師に帰還し、病床についたきり起き上がれず、翌年正月十七日、咸寧の親仁里において卒した。正史は天宝七載（748）八月に「壬子、万年県を咸寧県と改めた」と記す⁽¹⁵⁾。西京の親仁里はすなわち親仁坊で朱雀門街の第三街にあたり、街東の北から南へ数えたところの第九坊目がそれである⁽¹⁶⁾。坊内には多く高官、公主やその夫が居住し、鄭巖の私邸もその地に存在した。鄭巖は身分の低い秩官の家庭の出身であったが、天賦の才能と現場での経験をもって、高臣たる張説の娘婿となって、拔擢されて朝廷の高官となり、盛唐社会で平安で豊かな一生を送った。小さい頃からの気心の知れた友人である張均は、彼のすぐれた政策によって、複雑で困難なことが解決したことをほめたたえた。彼が役人となった地方は大いに治まり、その地を去っても民は〔彼を〕思い続け、万年県と絳州は碑を建て徳を褒め称えた。少府監に任命され、役所の費用を節約することは億に上った。しかし、彼が財物を集めることに長けていることやその一族が田地などの資産を多く所有することに対しては、言及されていない。

4. 張均、薛紘等の親戚

撰者張均は鄭巖の義兄で、宰相張説の長男である⁽¹⁷⁾。その弟である張均は

(13) 趙振華・関庚三「唐高質、高慈父子墓誌研究」『東北史地』2009年第2期，31頁。

(14) 『旧唐書』卷九・玄宗紀下，225頁。

(15) 『旧唐書』卷九・玄宗紀下，222頁。

(16) 徐松（撰）・李健超（増訂）『増訂唐兩京城坊考（修訂版）』三秦出版社，2006年。

(17) 『旧唐書』卷一二五・張説伝附均伝，4111頁。

『旧唐書』と『新唐書』に伝があり⁽¹⁸⁾、『旧唐書』には「均、埴皆能文，説在中書，兄弟已掌綸翰之任。居父憂服闋，均除戸部侍郎，転兵部。二十六年，坐累貶饒州刺史，以太子左庶子徵，復爲戸部侍郎。九載，遷刑部尚書。自以才名當爲宰輔，常爲李林甫所抑。及林甫卒，依附權臣陳希烈，期於必取。既而楊國忠用事，心頗惡之，罷希烈知政事，引文部侍郎韋見素代之，仍以均爲大理卿。均大失望，意常鬱鬱。祿山之乱，受偽命爲中書令，掌賊樞衡。李峴，呂調條疏陷賊官，均當大辟；肅宗於説有旧恩，特免死，長流合浦郡」とある⁽¹⁹⁾。

鄭巖墓誌は天宝十一載（752）に撰されたが、当時は刑部尚書に在任中であつた。その年ちょうど憲部尚書と改称された⁽²⁰⁾。墓誌の肩書きはこのためである。1998年冬、洛陽万安山南麓で出土した「張説墓誌」の諸子の記載には、「長子均，中書舍人。次子埴，駙馬都尉・衛尉卿。季曰埴符宝郎」とある⁽²¹⁾。名前、兄弟の順序は『新唐書』や『旧唐書』と同じである。現在知られている張均の詩文は少なく、『全唐文』にたった一篇のみが収録されているだけである⁽²²⁾。『全唐詩』には詩が六首ある⁽²³⁾。洛陽ですでに出土した「唐張府君婦人李氏墓誌」〔開元二十四年（736）〕には「兵部侍郎張均述銘」とあり⁽²⁴⁾、鄭巖墓誌は張均の晩年の散文ということになる。

鄭巖の母方のおじ「故工部薛紘」は、文献の記載が比較的少ないが、おそらくは工部郎中である。彼はかつて金部郎中・倉部郎中・主客郎中に任じられた⁽²⁵⁾。『旧唐書』薛珣伝には、「薛珣字温如，河中宝鼎人。祖宝胤，邠州刺史。父紘，蒲州刺史」と記載されている⁽²⁶⁾。『新唐書』宰相世系表には、彼は少府監

(18) 『新唐書』卷一二五・張説伝附均伝，4111頁。

(19) 『旧唐書』卷九七・張説伝附子均・埴伝，3057-3058頁。

(20) 『通典』卷五九，中華書局，1955年，1033頁。

(21) 趙君平（編）『邕洛碑志三百種』中華書局，2004年，154頁。

(22) 『全唐文』第二冊・卷四〇八，張均「邠王府長史陰府君碑」，1849頁（下段）。

(23) 『全唐詩』上冊・卷九〇，中州古籍出版社，1996年，536頁。

(24) 洛陽市第二文物工作隊（編）『洛陽新獲墓誌』文物出版社，1996年，59頁。

(25) 勞格・趙鉞（撰）・張忱石（点校）『唐御史台精舍題名考』中華書局，1997年，711，774，931頁。

(26) 『旧唐書』卷一八五下・良吏伝下・薛珣伝，4827頁。

薛宝の第六子，華州刺史と記録がある⁽²⁷⁾。墓誌は特にこの人物に言及し，親戚関係以外では主として州郡の首長の身分を考慮している。

5. 六代祖「盤陀」と祖父「行謹」の帰属

『新唐書』宰相世系表によると，鄭氏は姬姓の出自であるという。紀元前807年，周の宣王姫静は彼の異母弟姫友を鄭（現在の陝西省華県）に封じて，鄭国の君主となし，姓も鄭とし身分の高い豪族となった。唐志に記載される滎陽鄭氏もすべてこの出自である。唐代の墓誌は家族の系譜を詳しく述べる時，一般にその二，三代前の祖先の名前を列挙するが，これは先に引用した四つの誌文もほぼ同様である。しかし，鄭巖墓誌では，鄭巖の父親の前に，ただ一人遠い祖先について「君六代曰盤陀，當後魏練次名宗，尤推北祖之盛」と述べる。この記述は，現在においてはきわめて異質な帰属を感じさせるものであり，北魏における鄭盤陀の帰属を熟考する価値があるであろう。

先に述べた盤陀という名が，決して中華特有のものではなく，中世時期における中央アジアのソグド人の男子によく用いられていた名前であることは，よく知られている。蔡鴻生氏の研究によれば，唐代昭武九姓のソグド人の名前も漢字で命名するのと同様に，意味を考えて名付けている。決して思いのまま適当に名付けるのではなく，民族の文化や伝統と密接に関係している。胡俗（ソグド人の風俗）が胡名（ソグド人の名）を決定すること，また胡名が胡俗をあらわしていることは，胡名が持つ意味を解釈することによって示すことができる。盤陀についていえば，唐の太宗貞観初年に玄奘は瓜州で一人の「姓は石，字は盤陀」という「少胡（若いソグド人）」を見つけ，関所を出る手引きをさせた。さらに蔡鴻生氏は次のように述べる。

これもまたソグド人がよく用いる名前で，たとえば曹盤陀〔『吐魯番出土文書』七，351頁〕，何畔陀〔『吐魯番出土文書』三，319頁〕，安畔陀〔『吐

(27) 『新唐書』卷七三・宰相世系表三下，3040頁。

魯番出土文書』六, 365頁⁽²⁸⁾、安盤陀〔敦煌『差科簿』⁽²⁹⁾〕などもある。「盤陀」はソグド語の Bntk の音訳で「奴」や「僕」を意味する。しかし伊州の「祿主」翟盤陀〔唐光啓元年(885)写本『沙州伊州地志』残卷⁽³⁰⁾〕もこの字を用いて命名されているので、「奴」や「僕」の本来もつ意味で解釈することはふさわしくなく、たとえば中国語の「阿奴(年長者が年少者を呼ぶ時の愛称)」のような幼名であると解釈すると、「少胡」という表現とまさにぴったり符合するかもしれない。ソグドの人名中に含まれる「盤陀」の要素は唐以前の記載にすでに見える。西魏の大統十一年(545)、太祖は突厥の使者として「酒泉の胡安諾盤陀」を派遣した(『周書』突厥伝)。彼の名は分けて考えることができ、神名 Nahid の省略音写である「諾」に「盤陀」を加えて作られている。この意味は「諾娜神の僕」であり、ソグド語では NanēBandak と書き表し、ソグド語で書かれた古代書簡のなかに見られるものである⁽³¹⁾。

近年、西安で出土した「北周涼州薩保史君墓誌」〔大象元年(579)〕には、彼の三人の息子の名「毗沙」と「維摩」、「富口多」を記す⁽³²⁾。吉田豊氏はソグド語に基づき、毗黎沙漫盤陀、射忽盤陀、拂鹵吐盤陀と訳出して発音の対応関係を明確にした⁽³³⁾。また吐魯番出土文書の漢文ソグド人名中について、吉田豊氏はさ

(28) 訳者注：国家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系(編)『吐魯番出土文書』(全十冊)、文物出版社、1981-1991年。なおそれぞれの文書番号および、図版(中國文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系(編)『吐魯番出土文書』〔全四冊〕、文物出版社、1992-1996年)の所在は、以下の通りである。曹盤陀：73TAM518:2/2(a) (『吐魯番出土文書』参、466頁、7行目)、何畔陀：73TAM514:2/1~2/4 (『吐魯番出土文書』卷、450頁、12行目)、安畔陀：64TAM5:85 (『吐魯番出土文書』参、189頁、31行目)。

(29) 訳者注：P. 3559v (唐耕耦・陸宏基(編)『敦煌社會經濟文獻真蹟積録』第一冊、書目出版社、1986年、233頁、50行目)。

(30) 訳者注：S. 367 (『敦煌社會經濟文獻真蹟積録』第一冊、40頁、55行目)。

(31) 蔡鴻生『唐代九姓胡與突厥文化』中華書局、1998年、39頁。

(32) 西安市文物保護考古所「西安北周涼州薩保史君墓簡報」『文物』2005年第3期、31頁。

(33) 吉田豊「西安新出史君墓誌の粟特文部分考釈」榮新江・華瀾・張志清(編)↗

らに四十三人の名をソグド語の発音で構成し直しており、それぞれソグド語の元々の意味を明示している。その中には「口射蜜畔陁」や「安那寧畔陁」⁽³⁴⁾、「莫畔陁」や「炎畔陁」がいる。後漢と北魏の首都であり、外国から多くの人が集まった洛陽は、北魏の頃に最盛期を迎えた。その状況は隋唐時代にも続き、日を追うごとに繁栄していった。ソグド人についていえば、この百年に洛陽で出土した唐代の昭武九姓の墓誌の中にも盤陁の名が見られる。「史陀墓誌」〔顕慶四年（659）〕には「呼論泉開国公，新林府果毅」と記録されている⁽³⁵⁾。「唐君夫人史氏墓誌」〔顕慶六年（661）〕は史氏について「祖槃陁，呼論泉開国公，新林府果毅；父英，左衛郎将，襲封父村」と記しており⁽³⁶⁾、また「安懷及夫人史氏墓誌」〔長寿二年（693）〕も史氏について、「祖槃陁，唐任揚州新林府車騎將軍，呼論泉開国公；父師，□朝左□衛」と記述している⁽³⁷⁾。いずれも姓名と官職が同じであることがわかり、史陀は史槃陁の略称であり、史師・英兄弟の父で、この二人は史氏夫人の祖であることもわかる。ここで何度も同じ例を挙げて説明するのは、ソグド人が中国にやってきた当初、その名を漢字音訳した自民族の言語で表記していた事実を述べたいがためである。漢字の意味においてはソグド語の意味は見いだせないが、読み方ではソグド語の痕跡を見いだせる。墓誌に記録された六代祖「盤陁」という語のもつ意味は自身の本源が異郷の他民族であることを示し、おそらくは使節として中国を訪れたか、商売の途中に中国にやって来て、そのまま帰らなかった昭武国のソグド貴族であろうと推測される。

ふたたび鄭巖の「尤推北祖之盛」について述べると、盤陁が生存した年代はまさに北魏が撰述、編纂した著名な宗族の系譜の中で、特に繁栄して賞賛され

↳ 『粟特人在中国歴史・考古・語言的新探索』中華書局，2005年，29頁。

(34) 吉田豊「漢字拼写的粟特人名，重構的粟特文発音及其原意」『粟特人在中国歴史・考古・語言的新探索』127-129頁。

(35) 『隋唐五代墓誌匯編』洛陽編・第四冊，17頁。

(36) 『隋唐五代墓誌匯編』洛陽編・第四冊，72頁。

(37) 『隋唐五代墓誌匯編』洛陽編・第四冊，21頁。

た鄭氏北祖の時代にあたる。当時の人々は郡望を競って示したが、北朝から隋唐にいたって外国の民はその国籍や本姓を隠し、中国における著名人の後裔を騙って漢人と婚姻を結ぶことは珍しくなかった。同姓の者は名門世族の権威にすがってその庇護を受けるが、盤陀は長く中国に居住し徹底的に漢人社会に融合したために、おそらく漢化の過程でこの種の方式、すなわち朝廷が賜姓し姓を改めて後を継ぐやり方によって、鄭氏北祖の世系に加えられたのであろうと、墓誌は述懐している。漢人の鄭氏の祖先の系譜を利用して、〔自分の〕本姓を変え、ソグド人出身であることを隠したのである。しかし、鄭巖の祖父である行諶は「薩宝果毅」であり、その一族がソグド人の血筋をひくことがわかる。馬馳氏は「唐代における蕃人は漢化の際、地望・族望を改竄し、蕃姓蕃名を変更しなければならぬ」と述べている⁽³⁹⁾。この墓誌が言うところの何代にもわたって続いた名望である滎陽鄭氏の出身というのは、あきらかに詐称なのである。

史書が記載するように、北魏の孝文帝は改革に専心し太和十八年(494)に平城より洛陽に遷都したが、さらに鮮卑の姓を漢族のそれに改め、朝廷の漢化政策の一つとした。民族が大融合する時期に入国したソグド人貴族たちもまた、このような時代の気風に影響され〔改姓し〕たかどうかは、今のところまだはっきりとしないが、墓誌の記述はその権力を利用しようと鄭氏を詐称したことを示唆している。『新唐書』と墓誌の記載に依拠すれば、鄭氏北祖の系譜は、盤陀—?—徳淹—行諶—琰—巖—潤—鋌となる(盤陀の子供の名は不明)。もし各世代の平均の間隔が二十五歳とすれば、鄭巖の生年から逆算して類推すると、盤陀は北齊武成帝の天寶二年(563)に生まれたことになるが、それは北魏〔孝武帝・永熙三年(534)〕の末年、東魏と西魏に分裂してからさらに三十年を経ており、盤陀は主に北齊から隋の時代に生存していたことになる。もし仮に六十五歳で亡くなったとしても、最後の十年間は唐の時代

(38) 『新唐書』卷七五上・宰相世系表五上、3306頁。

(39) 馬馳「論仕唐蕃人之漢化」陝西師範大学西北民族研究中心(編)『陝西師範大学民族学論文集』陝西師範大学出版社、2001年、46頁。

を過ぎたことになり、墓誌に記載されるように、盤陀が北祖鄭氏世系に並べられているのは系譜に基づくものではなく、改姓した時期を前提にして一族繁栄の歴史が非常に長いものであると褒め称えるためである。祖父の行誼は、おおよそ唐の太宗貞観十二年（638）に生まれたようであるが、漢化を時代の気風とする北魏が洛陽に都を遷した時期に、一族が鄭と改姓したとするならば、その頃にはすでに漢化が終わっていたはずである。陳寅恪氏の見解によれば⁽⁴⁰⁾、もはや彼はソグド人ではなく、それ故に鄭行誼が薩宝に任じられていた可能性は小さい。鄭巖の祖先が改姓し鄭姓を名乗ったのは、だいたい初唐と推測され、つまり盤陀の子孫が改姓を行ったといえる。鄭姓を得た後は、あたかも中国人の後裔であるかのように名門望族と婚姻を結んだ。たとえば鄭琰の妻の河東薛氏は代々名門貴族である。従って血統についていえば、鄭巖とその子孫におけるソグド人の血は少しずつ減少しており、漢族の血がその大部分を占めていたのであろう。

薩保について述べると、二十世紀より「中国に存在するソグド人（粟特人在中国）」という問題は、国際的な学術研究においても注目されている。薩宝（薩保）と薩宝（薩保）府の研究は日に日に深く進み、その性格は近年來学界で討論されている⁽⁴¹⁾。また、姜伯勤氏は次のように指摘する。「薩宝府の淵源は中原の職官制度中の開府建署制度にあり、北魏の頃にはすでに『摩訶薩宝（大薩宝）』の職掌が存在したという。唐代律令制度では薩宝府はすでに法典化されていたが、薩宝府の制度は武徳四年（621）より開元年間まで続き、三つの幕僚が存在した。祿祠官員、薩宝府武官、薩宝府秘書である。薩

(40) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』上海古籍出版社、1997年は、「漢人と胡人を区別するのに、北朝時代では血筋に比べて文化〔的要素〕が重要であった。一般に漢化した人を漢人、胡化した人を胡人と見なし、その血筋は論じない」という。また、「北朝では漢人と胡人を区別するために、教化された部分を見て漢人か胡人かを定める。誠に『有教無類【訳者注：教えありて類なし——『論語』衛靈公第十五・39の一節】』である」という（16-17頁）。

(41) 北京大学・中国古代史研究中心のウェブサイトにある榮新江氏の概説「中国的祇教研究（1923-2000）」を参照、URL: <http://www.zggds.pku.edu.cn/005/003/002.htm>

宝府武官には『薩宝率府（視流外官四品）』があるが、隊商制度における兵士による防衛制度に由来する。また『薩宝果毅（従五品下）』が存在するが、薩宝率府の補佐職かもしれない。この時期の薩宝制度はソグドに由来する制度であるが、これは安史の乱が〔国を〕大きく動揺させるにともない次第に衰退していった。⁽⁴²⁾ この学説は比較的多くの賛同を得ている。薩宝はもともとソグド人隊商の首領で中原に入居した後、ソグド人聚落の行政や宗教のリーダーとなった。榮新江氏は「北朝や隋唐政府はこれらのソグド人聚落を支配するために、薩宝府を設置し管理し、薩宝を中国の官僚体制に組み込んだ。薩宝は視流外官として、特にソグド人の首領を任命した⁽⁴³⁾」と言い、また「北朝、隋唐にかかわらず、実際に薩宝或いは薩宝府の官職を担当している者、また唐人の墓誌中に記載されるかつて薩宝を任官した曾祖父、祖父、父は基本的に昭武九姓のソグド人である⁽⁴⁴⁾」と指摘している。あるいは別の見解では、「『薩宝』は中原地区に存在し、実際は非宗教的な官職であり、祇教とは関係なくソグド人を主体とする『西胡』の移民団体と深く関係がある⁽⁴⁵⁾」という。鄭巖の祖父である行諶は薩宝果毅であって、ちょうどその時、すでに姓は鄭であったが、なおもソグド人の身分を保持し、また地方長官である洋州刺史に任命されており、その経歴は漢化の一つの過程であるといえる。薩宝の地位は世襲することができるが、しかし情勢に従って変化することもあり、漢人と通婚して子孫の繁栄を支え、漢語を話し、また漢人の思想を完全に備えていた。

唐代に薩宝軍府の設置はなく、『新唐書』の「行諶、薩宝果毅」は誤字の疑いがあるという見解もある⁽⁴⁶⁾。また一般的に研究者は、この唯一の史料を用

(42) 姜伯勤「薩宝府制度源流論略—漢文粟特人墓誌考釈之一」『華学』第3輯、紫禁城出版社、1998年、290-380頁。

(43) 榮新江「隋及唐初并州の薩宝府与粟特聚落」『文物』2001年4期、84頁。また同氏『中古中国与外来文明』三聯書店、2001年、170頁。

(44) 榮新江「薩宝与薩薄：仏教石窟壁画中の粟特商隊首領」『粟特人在中国歴史・考古・語言的新探索』29頁。

(45) 芮伝明「薩宝の再認識」『史林』2000年第3期、23頁。

(46) 趙超『新唐書宰相世系集校』卷五、鄭氏、中華書局、1998年、799頁。

いるとき、鄭氏の族類に触れることを避けている。しかしながら、〔鄭氏一族において〕最後の薩宝果毅である行謹と曾祖父の盤陀という名は、ソグド人であることを示すふたつの明確な証拠であり、新発見の墓誌を利用してこれらの問題に対して再検討を加える必要があろう。

【訳者注】 本稿は、平成二十～二十二年度日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（B）「中国社会へのモンゴル帝国による重層的支配の研究 元朝史科学の新展開をめざして」（代表：龍谷大学教授・村岡倫）による研究成果の一部である。また本稿は、趙振華教授のご厚意により、中国で未発表の原稿を翻訳して掲載させていただいたものである。鄭巖墓誌の写真・録文はともに世界で初めて公開されるものであり、趙教授には深く感謝の意を表したい。また、この鄭巖墓誌の一部が、榮新江（訳・解説 森部豊）「新出石刻史料から見たソグド人の動向」『関西大学東西学術研究所紀要』44号（2011年、136-137頁）において紹介されていること、京都大学文学研究科・吉田豊教授よりご教示いただいた。吉田教授にも深く感謝の意を表したい。